

|              |  |
|--------------|--|
| 氏名<br>(事業所名) |  |
|--------------|--|

## 受付(抽選)番号【人形町】

受付印

### 募 集 要 領

|               |  |
|---------------|--|
| 駐車場名          | 中央区営人形町駐車場   |
| 所在地           | 中央区日本橋人形町一丁目1番17号(日本橋小学校地下)  |
| 募集台数          | 30台(うち、区民割当25台、事業所等割当5台)   |
| 利用期間          | 令和8年6月1日 から 令和10年5月31日まで   |
| 駐車場使用料        | 月額40,000円  |
| 駐車できる車        | 普通自動車・小型自動車・軽自動車(二輪車を除く)で<br>全長500cm以下・幅200cm以下・高さ230cm以下  |
| 申込資格          | 日本橋地域の区民及び事業所等の代表者で、現在、車を所有又は使用している方<br>ただし、申込台数は1世帯(1事業所等)あたり1台となります。<br>※日本橋地域とは、日本橋、日本橋大伝馬町、日本橋蛎殻町、日本橋兜町、日本橋茅場町、<br>日本橋小網町、日本橋小伝馬町、日本橋小舟町、日本橋富沢町、日本橋中洲、<br>日本橋人形町、日本橋箱崎町、日本橋浜町、日本橋馬喰町、日本橋久松町、日本橋堀留町、<br>日本橋本石町、日本橋本町、日本橋室町、日本橋横山町、東日本橋、八重洲一丁目です。  |
| 受付期間<br>および場所 | 令和8年1月20日(火) から 2月6日(金) まで<br>(土・日曜日・祝日を除く)、午前9時から午後5時まで<br>中央区役所5階 環境土木部交通課交通施設係<br>中央区築地1-1-1 TEL03-3546-5443<br>※区役所窓口のみの受付となり、駐車場や郵送では受付いたしません。  |
| 提出書類          | (区民・事業所等共通)<br>◎定期駐車利用申込書<br>◎自動車検査証記録事項の写し(有効期限内のもの)<br>(区民)<br>◎運転免許証の写し等(氏名、住所を確認できるもの、有効期限内のもの)<br>(事業所等)<br>◎事業所等の所在地、代表者を確認できる書類 ⇒ 法人登記簿謄本の写し等 (発行3ヵ月以内のもの)<br>※区民として申し込む方で、自動車検査証の所有者欄及び使用者欄が事業所等の名義になって<br>いる方<br>⇒ 申込者がその事業所等の代表者であることを確認できる書類(法人登記簿謄本(写)<br>等)及び区民であることを証する書類(運転免許証(写)等)<br>※割賦購入、リース契約等の車で、自動車検査証の所有者欄又は使用者欄に申込者名の記載が<br>ない方<br>⇒ 申込者名の確認ができる書類(契約書(写)、自動車税納入通知書(写)等) |
|               | 駐車場使用料が月6,000円(電気自動車、燃料電池自動車は10,000円)割引となります。<br>※エコカー減税対象車両とは、異なります。<br>1 天然ガス車、電気自動車、燃料電池自動車<br>2 低排出ガス車、ハイブリット車、プラグインハイブリット車のうち①②ともに該当する自動車<br>①平成17年度以降基準排出ガス75%低減レベル車<br>(検査証「型式」欄が、D、H、R、6のいずれかで始まる車両)<br>②平成22年度以降燃費基準以上達成自動車<br>(平成22年度燃費基準+25%達成車)<br>(平成27年度燃費基準達成車・令和2年度燃費基準達成車)  |

裏面もご確認下さい。

## 注意事項（申込前にご確認下さい！）

- 1 申込みできる車両は、申込者の所有又は使用の車両（車検証に記載があるもの）に限ります。
- 2 申込多数の場合は、公開抽選となります。
- 3 申請書に記載の車両に限り駐車場をご利用できます。車両変更の場合は届が必要です。
- 4 入庫・出庫は定期券（パスカード）により24時間可能です。パスカード発行は1枚です。  
パスカード紛失時は、有償再発行となります。
- 5 定期駐車使用料は、前月末までに駐車場内に設置している定期更新機での支払いとなります。
- 6 未納駐車使用料がある場合は、申込みができません。
- 7 駐車場内の工事等により一時的に車室の変更をお願いする場合がございますのでご協力ください。
- 8 次の場合は通用期間内でも定期利用承認を取り消します。
  - (1)登録承認を受けた車両以外の自動車を駐車した場合
  - (2)利用承認を受けた場所以外へ自動車を駐車した場合
  - (3)パスカードを他人に譲渡した場合
  - (4)その他不正駐車の手段としてパスカードを使用した場合
  - (5)使用料が納入期限までに納入されなかった場合（納期限は前月の末日）
- 9 次の場合はパスカードを返還してください。
  - (1)パスカードの再発行（紛失による場合を除く）を受けようとするとき
  - (2)駐車場の利用期間が満了したとき
  - (3)駐車場の利用を取り止めたとき
  - (4)駐車場の利用承認を取り消されたとき
- 10 駐車場内では次の行為を禁止します。
  - (1)過度の空ふかしをすること
  - (2)洗車をすること
  - (3)時速8キロメートル以上の走行及び追越し
  - (4)場内での喫煙、その他火気を取り扱うこと
  - (5)悪臭を放つもの等の持ち込み
  - (6)工具タイヤ等を置くこと及び駐車場本来の目的以外に使用すること
  - (7)ゴミを捨てること
- 11 一般的注意事項
  - (1)早朝、深夜の車の出入りは近隣へ配慮し、静かにお願いします。
  - (2)駐車場には係員がおりますが、各自の責任をもって利用してください。
  - (3)区は、施設管理者の立場での善良なる管理者としての注意義務違反以外は、損害賠償等の責務を負いません。（事故、盗難、イタズラ等については区は一切責任を負いません）
  - (4)個人情報等については、今回の申込以外には使用いたしません。